山形県肝炎対策指針(第2期)の概要

1 策定の趣旨

- 肝炎については、B型・C型肝炎ウイルスの感染に起因するものがその多くを占めている。
- 本県では、肝炎対策基本法や国の肝炎対策の推進に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)に基づき、平成26年3月に「山形県肝炎対策指針」を策定し、関係機関が連携して肝炎対策に取り組んできたが、平成30年度をもって取組期間が終了することから、次期指針を策定し肝炎対策を一層推進する。

2 指針の方向性

厚生労働省による基本指針の改正や医療の進歩、本県の現状及び課題等に応じた新たな 指針として策定する。また、新たな目標を設定し、その達成に向けた施策や取組みの充実、 強化により、肝がんへ移行する患者及び肝がんによる死亡者を減少させる。

3 取組期間

2019年度から2023年度まで(5年間)

山形県の肝がんの状況

〇肝がんの罹患率の状況 [2011-2016]

(年齢調整罹患率)



出典:がん対策情報センター統計データ 厚生労働省全国がん登録報告 山形県がん実態調査報告

○肝がんの死亡率の状況 [2011-2017](75歳未満年齢調整死亡率)



出典:がん対策情報センター統計データ

これまでの取組み(前回指針の4本の柱)

1 正しい知識の普及啓発と感染予防の推進

- 各種イベント等においてポスター掲示やリーフレット配布を行 うなどして普及啓発を行っている。
- 日本肝炎デー等に保健所で夜間検査・相談を実施している。
- ・ B型肝炎ワクチンの定期接種が平成28年10月から開始された。

【課題】

・ ピアスの穴あけ、タトゥー (刺青) など感染の危険性のある行 為等についての理解不足があり、正しい知識のさらなる周知が必 要である。

2 肝炎ウイルス検査の促進

- ・ 各市町村において、地域住民を対象とした肝炎ウイルス検査を 実施しているほか、県では、保健所や委託医療機関において希望 者を対象とした無料のウイルス検査を実施している。
- ・ 県では、ウイルス検査陽性者に対し初回精密検査及び定期検査 費用の助成を行っている。

【課題】

- ・ 全ての県民が少なくとも1回はウイルス検査を受けるためには、 自治体における検査のみでは十分でなく、職域の健康診断等にあ わせて検査を実施するなど、検査体制の充実を図る必要がある。
- ・ ウイルス検査が陽性であっても、精密検査を受けていない者が いると推測される。

3 肝炎患者等に対する相談支援や情報提供の充実

- ・ 肝疾患診療連携拠点病院である山形大学医学部附属病院及び保 健所に相談窓口を設置し、患者・家族等への支援や情報提供を 行っている。
- ・ 平成29年度から患者・家族と医療機関及び行政機関との橋渡し を目的として、肝炎医療コーディネーターを養成している。

【課題】

より身近な機関である市町村等において、相談に対応できる体制が十分に整備されていない。

4 肝炎医療を提供する体制の確保

- ・ 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医療機 関が連携し、県内における全ての患者が適切な治療を受けられる 体制の確保に取り組んでいる。
- ・ 県では、肝炎患者の治療費の助成を行っている。

【課題】

・ 肝がん・重度肝硬変の治療に係る助成制度は、平成30年12月に 開始したこともあり、まだ十分な周知が図られていない。

目標(2023年まで)

○肝がんの年齢調整罹患率(人口10万対) ⇒ 8.9未満に減少 ○肝がんの75歳未満年齢調整死亡率(人口10万対)⇒ 3.3未満に減少 ※目標値は、いずれもこれまでの本県の最低値

第2期指針における主な施策展開

施策 I 感染予防の徹底

①B型肝炎ワクチンの接種率の向上 市町村の母子保健指導等を通じ、B型肝炎ワクチンが子どものため

に必要であることを周知啓発し、接種率を向上させる。

②感染予防の普及啓発

広く県民に対し、感染の危険性のある行為等の啓発を行うなどして 感染予防を徹底する。

施策Ⅱ 肝炎ウイルス検査の拡大

①職域における肝炎ウイルス検査の促進

全国健康保険協会(協会けんぽ)山形支部等と連携し、事業主等の 理解を得ながら職域における肝炎ウイルス検査を促進する。

施策皿 フォローアップ体制の充実

①検査陽性者の精密検査への誘導

検査陽性者に対し、専門医療機関への受診勧奨を行うとともに、精 密検査の助成制度等の周知を徹底する。

②肝炎医療コーディネーターの養成

毎年、養成講習会を開催し、全市町村及び全保健所に肝炎医療コーディネーターを配置することで相談対応やフォローアップを充実させる。

施策Ⅳ 良質な医療体制の確保

①肝炎治療体制の充実

県民だれもが良質かつ適切な肝炎治療を受けられるよう、各医療機関の連携を強化し、肝疾患診療ネットワークの機能向上に努める。

②肝炎の治療に係る助成制度の周知徹底

肝炎の治療に係る助成制度の周知を徹底する。

③肝がん・重度肝硬変の治療に係る助成制度への対応 平成30年12月に開始した当該助成制度を周知するとともに、事業の 運営を円滑かつ適切に行う。